

茨城県火薬類事故措置要綱

昭和61年 4月 1日 制定

令和 4年 4月 1日 改正

茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室

茨城県火薬類事故措置要綱

1 総則

この要綱は、県内において火薬類取締法(以下、「火取法」という。)の適用を受ける事業所及び消費者等(以下、「事業所等」という。)において事故及び大規模事故が発生した場合、消防安全課産業保安室(以下、「産業保安室」という。)、各県民センター環境・保安課、日立商工労働センター(以下、「県民センター」という。)及び権限移譲市(以下、「関係市」という。)における通報連絡体制並びに対応処置等を定め、事故に伴う業務を迅速、適正に処理することを目的とする。

なお、経済産業省(以下、「経産省」という。)及び関東東北産業保安監督部(以下、「監督部」という。)への通報・報告並びに対応処置等は、この要綱の定めによるほか、経産省の定めた火薬類事故対応実施細目(以下、「経産省事故対応実施細目」という。)によるものとする。

2 事故の定義、分類、事故措置区分及び措置基準

(1) 事故の定義

火取法の適用を受ける火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱中に発生した次のア～ウに掲げるものをいう。なお、人的被害、物的被害の有無は問わない。更に「大規模事故」とは次のエ、オに定めるものをいう。

ア 火薬類の消費、廃棄中に発生した以下のような危険な事象

- 例： ・飛石、黒玉、部品落下、火の粉や星の地上への落下による火災
・筒ばね、過早発、低空開発、地上開発、異常飛翔、異常燃焼
・誤発射 など

イ 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬その他の取扱中に発生した爆発・燃焼

- 例： ・危険工室での火薬の燃焼・爆発
・山火事が火薬庫に延焼し貯蔵火薬類が爆発・燃焼
・火薬輸送中の車が横転し積載した火薬が爆発・燃焼
・取扱い中のミス(落下)による爆発
・雷の誘導電流による爆発 など

ウ 喪失・盗取(火薬類、譲受許可証、譲渡許可証又は運搬証明書の喪失又は盗取をいう。)

- 例： ・土砂崩れで火薬庫内の火薬が流出(喪失)。
・増水で消費場所の火薬が流出(喪失)。

(火薬類の所在はわかっているにもかかわらず、火薬類が管理できない状態であれば喪失と見なす。)など

エ 火薬類の爆発等が継続中であって、更に災害の拡大が予測される事故

オ 火薬類の爆発等により住民への被害が生じるおそれのある事故

(2) 人的被害の定義

火取法における人的被害の定義は以下のとおりとする。なお、②と③を「負傷者」とする。

- ① 死者 事故発生後、5日以内に死亡が確認された者。
- ② 重傷者 事故発生後、30日以上の治療を要する負傷をした者。
- ③ 軽傷者 事故発生後、30日未満の治療を要する負傷をした者。

なお、以下のような通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度の負傷は「人的被害」から除く。

- ・絆創膏を貼ったり、家庭用外傷消毒液を塗れば足りるような通常は医療機関における治療を要しない程度の負傷
- ・医療機関において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと判断された場合 など

(3) 事故の分類

事故をその内容により次のとおり分類する。

ア A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

- (ア) 死者 5名以上のもの
- (イ) 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、(ア)以外のもの
- (ウ) 死者及び負傷者が合計して30名以上のものであって、(ア)及び(イ)以外のもの
- (エ) 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じたもの
- (オ) 大規模な爆発又は火災が進行中であって、大災害に発展するおそれがあるもの

イ B1級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- (ア) 死者1名以上4名以下のもの
- (イ) 重傷者2名以上9名以下のものであって、(ア)以外のもの
- (ウ) 負傷者6名以上29名以下のものであって、(ア)及び(イ)以外のもの
- (エ) 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上、5億円未満）が生じたもの

ウ B2級事故

喪失・盗取以外のA級、B1級又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に、同一事業所において発生した喪失・盗取以外のC1級事故をB2級事故とする。

なお、B2級事故が発生した日から更に1年を経過しない間に、再び同一の事業所において発生した喪失・盗取以外のC1級事故もB2級事故とみなし、以降も同様とする。

エ C1級事故

A級事故及びB級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

- (ア) 負傷者1名以上5名以下かつ重症者1名以下のもの
- (イ) 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円未満）が生じたもの
- (ウ) 人的・物的被害は発生していないものの、特に危険な事象が生じた場合

オ C2級事故

A級事故、B1級事故、B2級事故及びC1級事故のいずれにも該当しないものをいう。

(4) 煙火の消費中事故における主な事象について

ア. C1級、C2級事故の分類の例示について

煙火の消費中に発生した事故における主な事象について、以下のとおり、具体的な事故の規模の分類を例示する。その他の事象が発生した場合は、これらの例示を参考に個別に判断すること。

なお、各事象の定義については、別紙2「煙火消費事故の原因と対策」を参照のこと。

(ア) 火災

- ・人的・物的被害あり：C1级以上

- ・人的・物的被害なし(安全距離外で、火災認定あり)：C1級
- ・人的・物的被害なし(安全距離内で、火災認定あり)：C2級
- ・人的・物的被害なし(火災認定なし)：事故としない

※「安全距離外」は、煙火の設置・消費場所からみて、人の集合する場所、建物等に対して確保した安全な距離の外側のこと、「安全距離内」は、内側とのこととする。

※「火災認定の有無」は、各消防等の判断による。

(イ) 黒玉

- ・人的・物的被害あり：C1级以上
- ・人的・物的被害なく、安全距離内で、規制時間内に、関係者が発見・回収：事故としない
- ・その他:C2級

※「規制時間内」は、主催者等によって第三者の立入りを制限している時間帯のこととし、その判断は、県、関係市・消防等が行う。

(ウ) 落下物(部品落下、残滓)

- ・人的・物的被害あり：C1级以上
- ・人的・物的被害なし：事故としない

(エ) その他

- 過早発
- 低空開発
- 地上開発
- 筒ばね
- 異常飛翔、異常燃焼(筒・容器・器具等の破損、誤発射、動物駆逐用煙火の破損等)

- ・人的・物的被害あり：C1级以上
- ・人的・物的被害なし：C2級

※未着火、未発射については、事故としない

イ. C1級事故の対象要件(2.(2)エ(ウ))における特に危険な事象の例示

上記ア.の分類を基本とするものの、以下のような事象については、人的・物的被害がなくても、C1級事故の対象要件(エ)ウにおける危険な事象であると県、関係市等が判断する場合は、C1級事故とする。

- ・黒玉のうち、観客席やその近傍に落下したもの
- ・落下物のうち、正常に煙火が開発すれば発生しない想定外の大きさのものが、観客席やその近傍に落下したもの
- ・地上開発のうち、観客席やその近傍で煙火が開発したもの
- ・誤発射のうち、作業員が準備作業中に発生したもの
- ・動物駆逐用煙火の異常燃焼等によって煙火筒等の破片が遠方や人の近傍まで飛散したもの

ウ. 物的被害について

本実施細目における物的被害とは、事故によって直接に生ずる物的被害のこととし、その有無の判断は都道府県等で行う。

なお、火災における物的被害については、消防が火災報告する際の損害額の有無によって判断する。(損害額が発生していれば、物的被害ありと判断する。)

(物的被害となる例)

- ・建物や林野などの火災で、消防による火災報告において損害額が発生した場合

- ・筒ばねによる煙火筒の破損
- ・筒ばね等によって発生した破片が飛散し、煙火消費事業者が所有する装置等や他者の所有物が破損した場合
- ・動物駆逐用煙火の異常燃焼によるホルダー破損

(物的被害とならない例)

- ・河川敷の下草火災などで、消防による火災報告において損害額が発生していない場合
- ・動物駆逐用煙火の異常燃焼によって、煙火筒のみが破損し、ホルダーは破損しなかった場合

(5) 事故対応区分

事故通報及び事故時の措置は表1の「事業所等区分」に応じて「事故対応区分」により行う。

なお、事業所等の区分が困難な場合は産業保安室と県民センターで協議のうえ、事故措置を講ずる。

(6) 緊急措置命令

緊急措置命令に係る発出基準、発出期間、命令内容、発出フローは(別紙)による。

3 通報連絡体制

(1) 事業所等における事故通報及び連絡体制

ア 事故発生時の通報・連絡先は、原則として、表1「事故対応区分」の事故対応区分による。

イ 事業所等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに別図1の連絡体制により、産業保安室、県民センター又は関係市に次に掲げる事項を電話で通報するとともに「事故発生報告書」(別紙様式1)をファクシミリで送信する。

1. 事故の種類	2. 発生日時	3. 発生場所
4. 火薬の種類・数量	5. 事故の状況	6. 被害の状況

ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員に電話で事故発生を通報するとともに「事故発生報告書」(別紙様式1)をファクシミリで送信する。

エ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて事故の概要、事故の原因、応急措置の内容について逐次報告する。

オ 第2報以降の事故情報の報告先について通報先から指示があった場合は、以後それに従う。

カ 事業者等は事故の詳細な内容及び発生原因などについて調査し、事故報告書(別紙様式2-1)等をできる限り速やかに通報先に提出する。

(2) 産業保安室における事故通報及び連絡体制

ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに室長及び室長補佐に口頭で連絡するとともに「事故発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故担当職員は原則として発災事業所を担当する職員とし、このものが不在の場合は同様の事業所を担当する職員が対応した後、発災事業所を担当する職員が対応可能となり次第引き継ぐものとする。(以下県民センター、関係市においても同じ。)

ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員から連絡を受けた室長または室長補佐が事故担当職員に連絡し、事業所と連絡をとる。

エ 室長補佐は、(別図2)の連絡体制により室内及び関係課所に周知する。

オ 室長は、(表2)及び(別図2)により課内並びに防災・危機管理部長に報告する。

カ 事故担当職員は、直ちに事故発生を監督部に電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。ただし、休日・夜間の場合は、直ちに「事故発生報告書」をファクシミリで送信し、電話連絡は「経産省事故対応実施細目」に基づき行うものとする。

キ 事故担当職員は、第2報以降の事故情報を「経産省事故対応実施細目」に基づき経産省及び監督部に連絡・報告する。

ク 事故担当職員は、発生した事故が課内別グループ、関係課及び関係機関(以下、「関係課等」という)の業務に関する場合は(別図2)により関係課等に電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

ケ 事故担当職員は、直ちに事故発生を事故発生事業所等の所在地を管轄する県民センターに電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

コ 県民センターが所管する事業所等の場合は、事業所等に対し、以後の通報・報告を県民センターにするよう指示し、県民センターに事故対応について引き継ぐ。ただし、休日・夜間の場合は、県民センターに引き継いだ後、事業所等に対し指示する。

サ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて上記イからキまでと同様とする。

シ 報道機関の対応は、原則として室長又は室長補佐が行うものとする。

(3) 県民センターにおける事故通報及び連絡体制

ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに県民センターにおける緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故担当職員は、直ちに事故発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

ウ 産業保安室が所管する事業所等の場合は、事業所等に対し、以後の通報・報告を産業保安室にするよう指示し、産業保安室に事故対応について引き継ぐ。

エ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで連絡する。

オ 事業所等に事故発生の日から15日以内に事故報告書(別紙様式2-1)等を提出させ、その写しを産業保安室に送付する。なお、事故報告書の添付資料は、煙火以外の火薬類の取扱い(製造中を除く。)の事故にあつては(別紙様式2-2)、煙火の消費の事故に遭つては(別紙様式2-3)による。

(4) 関係市における事故通報及び連絡体制

ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに関係市における緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故担当職員は、直ちに事故発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

ウ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで

連絡する。

エ 事業所等に事故発生の日から15日以内に事故報告書(別紙様式2)を提出させ、その写しを産業保安室に送付する。なお、事故報告書の添付資料は、煙火以外の火薬類の取扱い(製造中を除く。)の事故にあつては(別紙様式2-2)、煙火の消費の事故に遭つては(別紙様式2-3)による。

4 事故時の措置

産業保安室及び県民センターは、表1の「事故対応区分」により事故措置を講ずる。

(1) 産業保安室における事故時の措置

産業保安室における事故措置は、次により行う。

ア 事故の通報を受けた場合、室長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であつて人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故状況を調査し、室長へ報告する。

(イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し口頭で緊急措置命令を行う。

(ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 休日・夜間の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ産業保安室に集合し、所要の対策を講ずる。

エ 事故現場の状況により、必要に応じて県民センターに出動を要請する。

オ 産業保安室は、県民センターから出動の要請があつた場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。

カ 産業保安室は、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。

キ 産業保安室は、事故に伴い死者又は多数の負傷者が発生した場合又はテレビ新聞等の取扱いにより著しく社会的影響が大きいと認められる場合には、業務報告を行うと共に、必要に応じて県政記者クラブに資料提供を行う。

ク 大規模事故発生時は消防安全課長を班長、産業保安室長を副班長として(表3)の事故対策班を編成する。

(ア) 事故対策班の対応係及び情報係には原則として産業保安室職員を当てる。

(イ) 事故対策班の現地係には産業保安室職員のほか、必要に応じて県民センター職員を当てる。

(ウ) 事故対策班は(表3)により必要な措置を講じる。

(エ) 事故対策班が扱う情報の内容と収集元及び提供先は(表4)及び(表5)による。

(2) 県民センターにおける事故措置

県民センターにおける事故措置は、次により行う。

ア 事故の通報を受けた場合、課長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であつて人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故状況を調査し、課長へ報告する。

(イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し緊急措置命令を行う。

(ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ県民センターに集合し、所要の対策を講ずる。

エ 事故現場の状況により、必要に応じて産業保安室に出動を要請する。

オ 県民センターは、産業保安室、関係市から出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。

カ 県民センターは、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。

キ 大規模事故発生時は必要に応じ産業保安室の編成する事故対策班の現地係として措置を講ずる。

ク 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

5 その他

(1) 関係市において取ることが望ましい通報連絡以外の事故時の措置

関係市における事故措置は、次により行う。

ア 事故の通報を受けた場合、所属長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であって人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故状況を調査し、所属長へ報告する。

(イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し緊急措置命令を行う。

(ウ) 産業保安室、県民センター職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ関係市に集合し、所要の対策を講ずる。

エ 事故現場の状況により、必要に応じて産業保安室及び県民センターに出動を要請する。

オ 関係市は、県民センターから出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。

カ 関係市は、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。

キ 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

表1 事業所等事故対応区分

事業所等の区分	事故対応区分
火薬類を製造・運搬する者	産業保安室
火薬類を販売する者	産業保安室(県央地区) 県民センター(県央地区以外)
火薬類を貯蔵する者	
火薬類を消費する者	産業保安室(県央地区)、 県民センター(県央地区以外) 又は関係市
火薬類を廃棄する者	産業保安室(県央地区)、 県民センター(県央地区以外)

※大規模事故及びA・B1・B2級事故については産業保安室も共同して対応する。

表2 庁内事故報告区分

事故内容	報告先
B1・B2級事故及びC1級事故のうち人的被害を伴わないもの及び C2級事故のうち社会的影響が大きいものでないもの	消防安全課長
A・B1・B2・C1級事故のうち人的被害を伴うもの及びC2級 事故のうち社会的影響が大きいもの※	消防安全課長 防災・危機管理部長

※NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

表3 事故対策班の編成

編成	対応内容
対応係	緊急措置命令の発出に係る事務作業、業務報告及び提供資料の作成を行う。
情報係	現地係・市町村・消防・警察等からの情報を収集・整理する。 関係課・市町村等へ情報を提供する。
現地係	現地での情報収集、措置等の伝達を行う。

表4 情報収集元、内容一覧

収集元	収集内容
現地係	災害の現状、周辺への影響、マスコミの取材状況
市町村(関係市に限らない)	住民対応状況、その他災害対応状況
消防	消防活動状況、死傷者数、災害の現状
警察	周辺の交通規制

表5 情報提供先、内容一覧

提供先	提供内容
防災・危機管理課、県警本部警備課	全般
市町村(関係市に限らない)	住民対応関係
原子力安全対策課	原子力施設等関係
環境対策課	環境への影響
港湾課、河川課	港湾、河川関係

(別紙様式1)

事故発生報告書(第 報)

[年 月 日() : 現在]

発信者	所属名		氏名																					
	電話		Fax																					
※ 件名				整理番号																				
①事故等の種類	事故の等級：A級・B1級・B2級・C1級・C2級 法適用：火取法・()																							
②発生日時	令和 年 月 日() 時 分																							
③発生場所																								
④事故等の概要	(取扱い) 製造・消費・運搬・貯蔵・がんろう・その他 (概要) (事故等当事者) (連絡先) 担当： 電話： - - (関連事業者) (連絡先) 担当： 電話： - - (火薬類の種類、数量)																							
⑤事故等被害状況	人的被害(あり・なし) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> 物的被害 分類				区分	従業員	協力会社	住民	計	死者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	従業員	協力会社	住民	計																				
死者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
⑥事故等の原因																								
⑦事業者・関係機関の 対応状況及び復旧見通し																								
※法令違反の有無	なし・あり()・調査中																							
※行政の応急措置	規制主体： 応急措置： 事故等措置： 対策：																							
※その他参考事項	①報道、②職員等派遣状況 ③許認可関係 ④意見 ⑤その他																							
※今後の対応等																								
※備考																								
※受信者(産業保安室)		※ 受信時間	月 日 時 分																					

※印の項は、記載しないで下さい。

事故報告書

年 月 日

茨城県知事

名称

発 生 日 時	[時 刻 は 24 時間呼称、曜日記載]
発 生 場 所	[所在地、当該事故発生場所]
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
事 故 の 状 況	[事故発生前の状況、発生までの経過、事故時の模様 事故の規模、被害の範囲]
被 害	[死者、重傷者、軽傷者別の氏名、年齢、職名、経験年数 及び被害部位、第三者被害の状況、物的被害の箇所、 被害状況及び直接損害等]
応 急 措 置	[事故の連絡(事故発生時連絡した先を記載)、消火活動、 救急活動、緊急作業等の実施状況]
原 因	[直接的間接的原因、被害拡大原因等できるだけ詳細に記 載すること。推定の場合は原因推定の理由、原因推定上 参考となるべき事実を詳細に列挙すること。]
対 策	[一般的対策、応急的対策、恒久的対策を記載すること。]

- (注) 1 その他詳細については(別紙様式 2 - 2)又は(別紙様式 2 - 3)に記載し
添付すること
- 2 事故の内容により、配置図、フローシート、事故部分の図面、写真、現地新聞
記事等を添付すること。
- 3 本報告後、変更あるいは確定した事項があった場合には必ず訂正追加の報告を
すること。

【煙火以外の火薬類の取扱中(製造中を除く。)の事故】

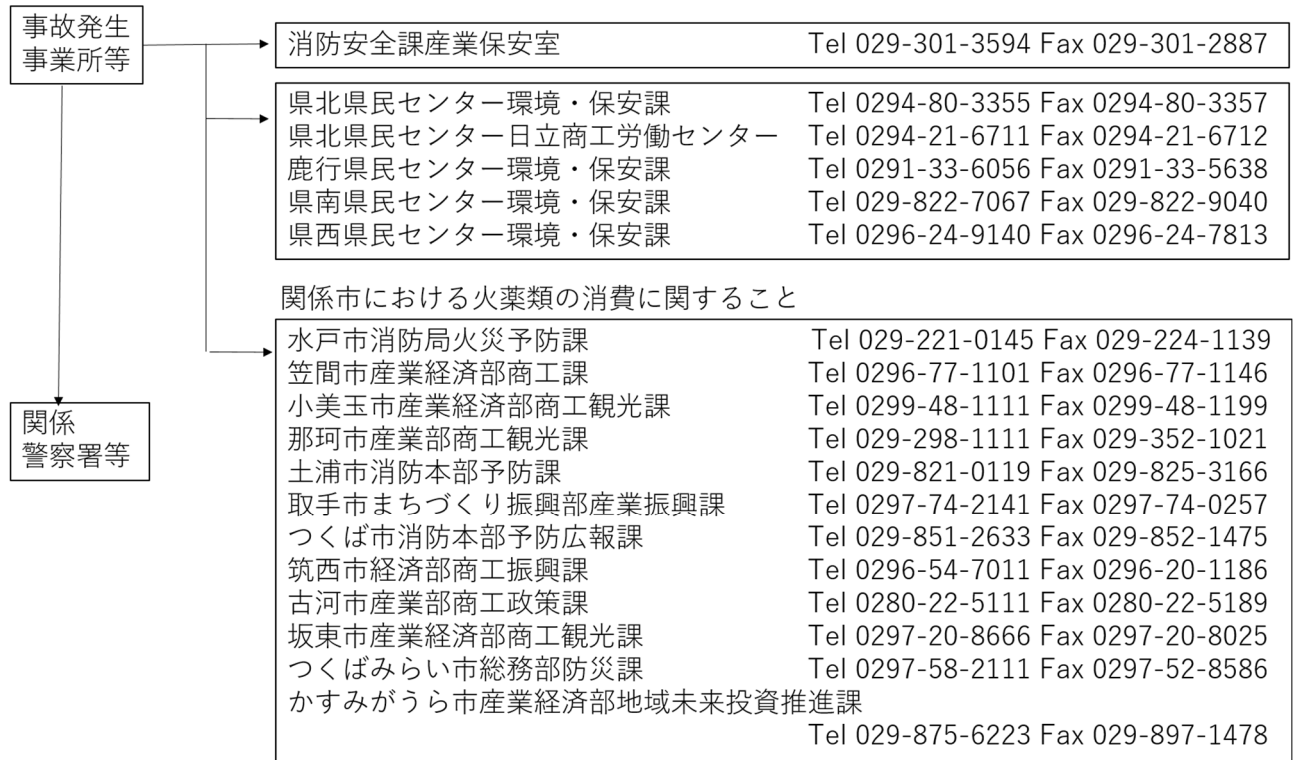
事故発生時の 気象状況	天 候		気 温		風向・風速		特記事項				
			℃		の風 m		()				
業 種	土木 (内容)		砕 石		石切場		その他				
	()						()				
現場区分	貯蔵所				消費場所						
	火薬庫		庫外貯蔵庫		切羽		取扱所	その他			
								()			
	廃棄場所		運搬路		その他						
事故状況	飛石	発火	火災	爆発	爆風	落石	落盤	その他			
従事作業	発破作業						廃棄作業	運搬作業			
	発破等準備		発破等本作業		発破等後処理						
	その他	()									
許可等の有無	消費 許可		廃棄 許可		運搬 証明		その他	()			
許可条件											
発 破 関 係	関係従事者	手帳所持者	黒	人	青	人	黄	人	計	人	
	発破種別	ベンチ		盤下げ		小割	トンネル	深礎	その他		
		(高さ: m)							()		
	使用薬種	親ダイ				増ダイ					
	使用雷管・ 火工品	電気雷管					工業雷管		個		
		瞬発	DS	MS	電子遅延式	段数	導火管	親ダイ用	個		
		個	個	個	個		付き雷管	コネクタ	個		
		導爆線 m		導火線 m		その他 ()					
	せん孔	孔 径(mm)	角 度(°)		孔 数	孔 長(m)	孔間隔(m)	最小抵抗線(m)			
		mm				m	m	m			
	装薬方法	1孔当たり装薬量					総装薬量(全孔)(kg)				
		親ダイ(kg)		増ダイ(kg)		計(kg)		Kg			
		kg		kg		kg					
発破係数	(計算根拠)										
込め物種類 ・長さ	くり粉	砂	砕石		粘土	その他	長さ(m)				
			(号)			()	m				
岩の種類	珪岩	硬砂岩	砂岩	花崗岩	輝緑岩	安山岩	玄武岩	石灰岩	頁岩	その他	
										()	
岩の状況等	節理等:				湧水:						
防護措置	一次防護:				二次防護:						
点火・ 退避位置											
特記事項											

事故発生時の天候		[* 事故が発生した時間帯の天候を記載]
事故発生時の風向・風速		の風 m/s [* 事故発生時の予測の風速] (最大) m/s (平均) m/s [* 煙火の消費時間中の見込み]
事故発生地点の距離		消費場所から m
当該煙火の安全な距離		m(半径) [* 消費許可された「安全な距離」]
消費位置と事故発生地点との位置関係		1. 風下方向 2. 風上方向 3. 左右方向 4. その他 () [* 斜め打ち等の場合は、筒の方向との位置関係も記載]
消費許可	消費許可の有無等	1. 許可消費 2. 無許可消費 (規則第 49 条第 号) (消防への届出 (A. 有 B. 無)) [* 無許可の場合は、「根拠条文」及び「消防届出の有無」を記載]
	当日の消費規模 (全体数量)	[* 消費許可申請書における「火薬類の種類及び数量」を記載]
事故当事者名		[* 消費許可申請者 (花火大会の主催者等)]
関連事業者	消費者 (業者) 名	[* 消費許可申請者ではなく、実際に現場で消費を行った者 (業者)]
	当該煙火の販売者	[* 当該煙火を申請者 (主催者) 又は消費者 (業者) に販売した業者]
	当該煙火の製造・輸入者	1. 国産 (製造業者名:) 2. 輸入 (輸入先国: , 輸入業者名:) [* 当該煙火を製造した者又は輸入した者]
当該煙火の消費従事者		保安教育受講記録 1. 有 2. 無 [* 各機関・団体・事業者等が行った消費従事者への保安教育の証拠] 煙火消費保安手帳の種類 () [* 煙火協会が交付する煙火消費保安手帳の種類] その他 () [* 事故煙火を実際に取り扱っていた者について記載。必要に応じて、その他「消費計画書」の「消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者」についても記載]
当該事故の現象		1. 筒ばね 2. 過早発 3. 低空開発 4. 黒玉 5. 地上開発 6. 部品落下 7. 異常燃焼 8. 異常飛翔 9. 残滓 10. 火災 11. その他 [* 事象の定義は、「煙火消費事故の原因と対策」参照]
当該煙火の点火方法		1. 遠隔点火 (A. 電気点火 B. 導火線点火 C. 無線点火) 2. 直接点火 (A. ロングヒューズ方式 B. スターメイン方式 C. 投げ込み方式 D. 早打ち方式 E. 振り込み方式) 3. その他 () [* 点火方式は、「煙火の消費保安基準」 (煙火協会) 参照]
当該煙火の防護措置 (従事者負傷の場合記入)		1. 有 (A. 畳等 B. ポリカーボネート C. その他) 2. 無 * 「有」の場合 3. その他 () [* 従事消費者が負傷した場合は必ず記載。直接点火及び離隔距離を短縮した場合]
その他特記事項		

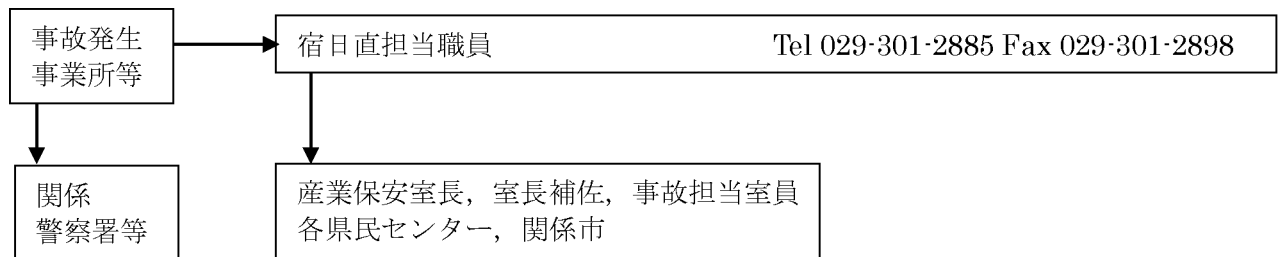
※該当箇所は○記入

別図1 火取法に係る事故時連絡体制

1. 平日（月曜～金曜 8：30～17：15）

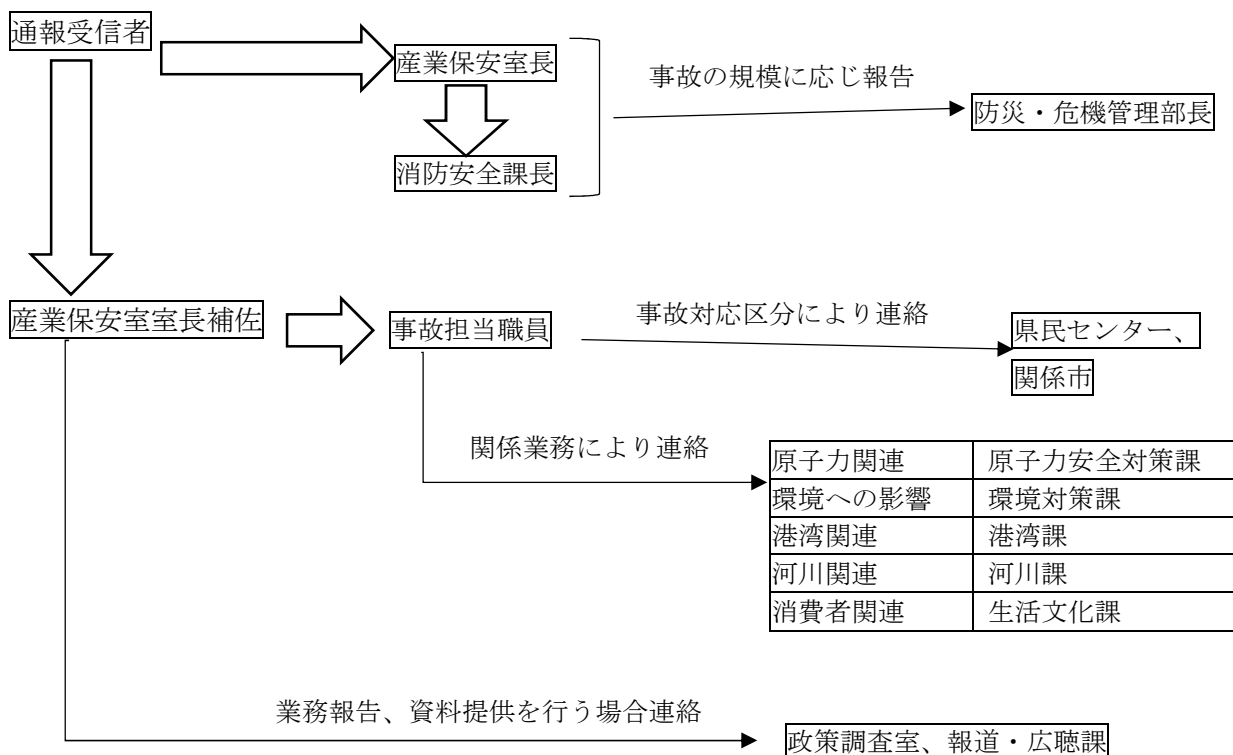


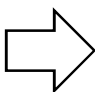
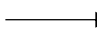
2. 休日・夜間（平日以外）



※休日・夜間における宿日直以降の連絡体制については別に定める。

別図2 産業保安室における事故時の関係課所連絡体制



上記図中、 は常時連絡、 は場合により連絡する。

(別紙) 緊急措置命令

1 発出基準

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、火取法第45条に基づく緊急措置を命じる。

- (1) 事故により火災等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測される時
- (2) 事故が再発するおそれがあるとき
- (3) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測される時
- (4) 事故の原因となった状況が当該事業所内のほかの同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

2 発出期間

緊急措置のうち一時停止の発動を指示する場合の期間は、次によるものとする。

- (1) 事故を起こした箇所については当該事故に対する対策が講ぜられ、操業を再開しても保安上支障ないと認められるまでの期間
- (2) 事故を起こした箇所と同様の作業を行っている箇所については、同種設備及び作業方法を点検し、危険のおそれのないことを確認するまでの期間

3 命令内容

緊急措置命令は主に次に掲げる内容について期間及び対象を定めて行う。

- (1) 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
- (2) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (3) 火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。
- (4) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

4 発出フロー

緊急措置命令発出に係る手順を下図に定める

